



## ○保険医又は保険薬剤師の登録抹消に関する公示

健康保険法（大正11年法律第70号）第79条第2項の規定に基づき次のとおり保険医及び保険薬剤師の登録抹消を行ったので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和32年省令第87号）第6条の規定に基づき、公示する。

令和8年4月17日

近畿厚生局長 永田 充生



